

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期収容施設を含む。）の運営事業</p>

新

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

- 5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
- ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
- イ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (注) 配分額は交付決定額とする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

旧

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
- ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
- イ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

新

(申請手続)

6 略

(変更申請手続)

7 略

(交付決定までの標準的処理期間)

8 略

(補助金等の概算払)

9 略

(実績報告)

10 略

(補助金等の返還)

11 略

旧

(申請手続)

6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金等の概算払)

9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

新	旧
<p>(その他)</p> <p>12 略</p>	<p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

旧

別紙

婦 人 保 護 費 交 付 基 準

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
<p>婦人保護 事業費 負担金</p>	<p>事務費</p>	<p>次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	<p>5 / 10</p>

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 1 施設事務費基準限度額

(単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	221,500	216,800	213,700	212,200	210,600	209,000
21 ~ 30	147,900	144,800	142,700	141,700	140,700	139,600
31 ~ 40	111,200	108,800	107,300	106,500	105,700	104,900
41 ~ 50	89,100	87,200	86,000	85,300	84,700	84,100
51 ~ 60	82,700	80,900	79,800	79,200	78,600	78,000
61 ~ 70	71,000	69,500	68,500	68,000	67,500	67,000
71 ~ 80	62,200	60,900	60,000	59,600	59,100	58,700
81 ~ 90	55,400	54,200	53,400	53,000	52,700	52,300
91 ~ 100	49,900	48,900	48,200	47,800	47,500	47,100

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	207,500	205,900	204,400	202,800	199,700	195,000
21 ~ 30	138,600	137,500	136,500	135,500	133,400	130,300
31 ~ 40	104,100	103,400	102,600	101,800	100,200	97,900
41 ~ 50	83,500	82,800	82,200	81,600	80,400	78,500
51 ~ 60	77,400	76,800	76,200	75,700	74,500	72,700
61 ~ 70	66,500	66,000	65,500	65,000	64,000	62,500
71 ~ 80	58,300	57,800	57,400	56,900	56,100	54,800
81 ~ 90	51,900	51,500	51,100	50,700	49,900	48,800
91 ~ 100	46,800	46,400	46,100	45,700	45,000	44,000

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 1 施設事務費基準限度額

(単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	219,700	215,000	213,500	210,400	208,800	207,200
21 ~ 30	146,700	143,600	142,600	140,500	139,500	138,400
31 ~ 40	110,200	107,900	107,100	105,600	104,800	104,000
41 ~ 50	88,400	86,500	85,900	84,600	84,000	83,400
51 ~ 60	82,000	80,200	79,700	78,500	77,900	77,300
61 ~ 70	70,400	68,900	68,400	67,400	66,900	66,400
71 ~ 80	61,700	60,400	59,900	59,100	58,600	58,200
81 ~ 90	54,900	53,800	53,400	52,600	52,200	51,800
91 ~ 100	49,500	48,500	48,100	47,400	47,100	46,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	205,700	204,100	201,000	199,500	194,800
21 ~ 30	137,400	136,400	134,300	133,200	130,100
31 ~ 40	103,200	102,500	100,900	100,100	97,800
41 ~ 50	82,800	82,100	80,900	80,300	78,400
51 ~ 60	76,700	76,200	75,000	74,400	72,700
61 ~ 70	65,900	65,400	64,400	63,900	62,400
71 ~ 80	57,800	57,300	56,400	56,000	54,700
81 ~ 90	51,400	51,000	50,300	49,900	48,700
91 ~ 100	46,400	46,000	45,300	45,000	43,900

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	25,600	25,100	24,700	24,500	24,300	24,100
21 ~ 30	17,100	16,700	16,400	16,300	16,200	16,000
31 ~ 40	12,800	12,500	12,300	12,200	12,100	12,000
41 ~ 50	10,300	10,000	9,900	9,800	9,700	9,600
51 ~ 60	8,500	8,400	8,200	8,200	8,100	8,000
61 ~ 70	7,300	7,200	7,000	7,000	6,900	6,900
71 ~ 80	6,400	6,300	6,200	6,100	6,100	6,000
81 ~ 90	5,700	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,900	4,900	4,800

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	25,400	24,800	24,600	24,200	24,000	23,900
21 ~ 30	16,900	16,600	16,400	16,200	16,000	15,900
31 ~ 40	12,700	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900
41 ~ 50	10,200	9,900	9,900	9,700	9,600	9,500
51 ~ 60	8,500	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000
61 ~ 70	7,300	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
71 ~ 80	6,400	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
81 ~ 90	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,900	23,700	23,500	23,300	22,900	22,300
21 ~ 30	15,900	15,800	15,700	15,500	15,300	14,900
31 ~ 40	11,900	11,800	11,700	11,600	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,500	9,400	9,300	9,200	8,900
51 ~ 60	8,000	7,900	7,800	7,800	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,800	6,700	6,700	6,500	6,400
71 ~ 80	6,000	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,000
91 ~ 100	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,500

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,700	23,500	23,100	22,900	22,300
21 ~ 30	15,800	15,600	15,400	15,200	14,900
31 ~ 40	11,800	11,700	11,500	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900
51 ~ 60	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
71 ~ 80	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>17/100</u>」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「<u>14/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「<u>12/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「<u>11/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「<u>10/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(6) 「<u>9/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域及び<u>綾瀬市、座間市</u>とする。</p> <p>(7) 「<u>8/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び<u>大東市</u>とする。</p> <p>(8) 「<u>7/100</u>」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p>(9) 「<u>6/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>16/100</u>」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が<u>16/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「<u>14/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「<u>12/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「<u>10/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>小金井市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(5) 「<u>9/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(6) 「<u>8/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、東久留米市</u>とする。</p> <p>(7) 「<u>7/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>7/100</u>とされている地域及び<u>綾瀬市、座間市、大東市、松原市</u>とする。</p> <p>(8) 「<u>6/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪府狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p> <p>(9) 「<u>4/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>4/100</u>とされている地域及び<u>伊勢原市、神奈川県寒川町</u>とする。</p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 略</p> <p>2 略</p>					<p>(10) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは、(1)から(10)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

- (1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)
 ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額
 ② ①で算出された合計額から1人あたり130,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧5級地 円	旧4級地 円	旧3級地 円	旧2級地 円	旧1級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主(扶養親族3人以上)の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主(扶養親族1人または2人)の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主(扶養親族なし)の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧5級地 円	旧4級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設
 (1)の①の算定方法を適用して算定された額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

- (1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)
 ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額
 ② ①で算出された合計額から1人あたり100,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧5級地 円	旧4級地 円	旧3級地 円	旧2級地 円	旧1級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主(扶養親族3人以上)の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主(扶養親族1人または2人)の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主(扶養親族なし)の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧5級地 円	旧4級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設
 (1)の①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり110,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数(又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="1464 847 1736 1257"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価(円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 略					4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。		
		5 略					5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。		
		6 略					6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円		
		7 略					7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 138,700円		
		8 略					8(1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。		
		9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1施設当たり年額 <u>1,794,361円</u>					9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 <u>1,794,277円</u>		

新

旧

新					旧					
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) <u>2,257,721円</u></p> <p>(2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p> <p>11 一時保護委託費</p> <p>配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1)暴力被害者略</p> <p>(2)同伴児(者)加算</p> <p>暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 <u>就学前児童</u> <u>4,450円</u></p> <p><u>就学児から18歳未満児童</u> <u>2,420円</u></p> <p>同伴者 <u>1,950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p> <p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分</p> <p>暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 <u>就学前児童</u> <u>7,540円</u></p> <p><u>就学児から18歳未満の児童</u> <u>5,510円</u></p>						<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) <u>2,257,637円</u></p> <p>(2人配置の場合) <u>4,515,274円</u></p> <p>11 一時保護委託費</p> <p>配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1)暴力被害者</p> <p>各月の委託延人数に日額7,650円を乗じた額</p> <p>(2)同伴児(者)加算</p> <p>暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 <u>2,420円</u></p> <p>同伴者 <u>1,950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p> <p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分</p> <p>暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 <u>5,510円</u></p> <p>児童以外の者 <u>5,030円</u></p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>児童以外の者 5,030円</p> <p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>{14日を超えた場合}</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 略</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 <u>就学前児童</u> 4,450円</p> <p><u>就学児から18歳未満児童</u> 2,420円</p> <p>同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 <u>就学前児童</u> 7,540円</p> <p><u>就学児から18歳未満の児童</u> 5,510円</p> <p>児童以外の者 4,880円</p> <p>12 略</p>					<p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>{14日を超えた場合}</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 2,420円</p> <p>同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 5,510円</p> <p>児童以外の者 4,880円</p> <p>12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>{14日以内の場合}</p> <p>1 人身取引被害者分 前項{14日以内の場合}の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項{14日以内の場合}の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>{14日を超えた場合}</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																							
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>I 区</td> <td>II 区</td> <td>III 区</td> <td>IV 区</td> <td>V 区</td> <td>VI 区</td> </tr> <tr> <td>8,900円</td> <td>7,100円</td> <td>5,400円</td> <td>4,200円</td> <td>2,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">妊 婦</th> <th rowspan="2">産 婦</th> </tr> <tr> <th>6 月未 満</th> <th>6 月以 上</th> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9,140</td> <td>13,810</td> <td>8,490</td> </tr> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円	妊 婦		産 婦	6 月未 満	6 月以 上	円	円	円	9,140	13,810	8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、扶助費等</p>	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																						
8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円																						
妊 婦		産 婦																									
6 月未 満	6 月以 上																										
円	円	円																									
9,140	13,810	8,490																									

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>（注）乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。）</p> <p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費 ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費（冬期加算を含む）、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生（支）局長が必要と認めた額。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
<p>婦人相談 所運営費 負担金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費</p> <p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>3 広域措置費</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。）</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費（燃料費）、役務費（通信運搬費）</p>	<p>5 / 10</p>

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）</p>	<p>5 / 10</p>

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
<p>婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)</p>	<p>事務費</p>	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1 〔区分〕婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例（法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地の支給に関する規定）」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生（支）局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者（精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者（以下「対象者」という））が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1" data-bbox="1433 1300 1780 1396"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21～30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回	<p>婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	<p>5/10</p>
対象者数	加算回数（年間）									
21～30人	12回									
31人以上	24回									

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>3,031,682円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,041円</u></p> <p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,721円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>3,027,797円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,711,957円</u></p>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

(単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	25,100	24,600	24,200	24,100	23,900	23,700
21 ~ 30	16,800	16,400	16,200	16,000	15,900	15,800
31 ~ 40	12,600	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800
41 ~ 50	10,100	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,000	8,000	7,900
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,800
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	6,000	5,900
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,300	5,300
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	24,900	24,400	24,200	23,800	23,700	23,500
21 ~ 30	16,600	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700
31 ~ 40	12,500	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,700	9,500	9,500	9,400
51 ~ 60	8,300	8,100	8,100	7,900	7,900	7,800
61 ~ 70	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700
71 ~ 80	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900
81 ~ 90	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,500	23,300	23,100	23,000	22,600	22,000
21 ~ 30	15,700	15,500	15,400	15,300	15,100	14,700
31 ~ 40	11,800	11,700	11,600	11,500	11,300	11,000
41 ~ 50	9,400	9,300	9,300	9,200	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,800	7,700	7,700	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,700	6,600	6,600	6,500	6,300
71 ~ 80	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,400

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,300	23,100	22,700	22,600	22,000
21 ~ 30	15,500	15,400	15,200	15,000	14,700
31 ~ 40	11,600	11,600	11,400	11,300	11,000
41 ~ 50	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,500円を乗じて得た額とする。 (2) 略 (3) 略 (4) 略		
	事業費	1 略 2 略 3 略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,400円を乗じて得た額とする。 (2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。 (4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。 北海道 7人 東京都 40人 神奈川県 10人 愛知県 5人 大阪府 5人 兵庫県 7人 福岡県 5人 (注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。		
	事業費	1 [区分] 婦人保護事業費負担金 [種目] 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円 3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等	5/10

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率	1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>4 同伴児童経費</p> <p>同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p>						

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
-------	-------	----	----

職種別	本俸 A	特種業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=A+B+C	地域手当 (合計×各%)												
					17/100 E	14/100 F	12/100 G	11/100 H	10/100 I	9/100 J	8/100 K	7/100 L	6/100 M	5/100 N	3/100 O		
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	44,163	36,370	31,174	28,576	25,978	23,380	20,783	18,185	15,587	12,989	7,793		
福4-1 施設長 (51名以上)	271,900		13,183	285,083	48,464	39,912	34,210	31,358	28,508	25,657	22,807	19,956	17,105	14,254	8,552		
行(-)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	36,241	29,846	25,582	23,450	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	10,658	6,395		
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	42,582	35,068	30,058	27,553	25,048	22,543	20,039	17,534	15,029	12,524	7,514		
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	41,484	34,122	29,290	26,849	24,408	21,967	19,527	17,086	14,645	12,204	7,322		
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	41,484	34,284	29,386	26,937	24,488	22,039	19,591	17,142	14,693	12,244	7,346		
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	34,624	28,572	24,490	22,449	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	10,204	6,122		
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	30,427	25,058	21,478	19,588	17,898	16,108	14,319	12,529	10,739	8,949	5,369		
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	38,216	32,296	27,682	25,325	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	11,534	6,920		

職種別	合計額 (合計+地域手当)											その他
	17/100 D+E	14/100 D+F	12/100 D+G	11/100 D+H	10/100 D+I	9/100 D+J	8/100 D+K	7/100 D+L	6/100 D+M	5/100 D+N	3/100 D+O	
福2-29 施設長 (50名以下)	303,946	296,153	290,957	288,359	285,761	283,163	280,566	277,968	275,370	272,772	267,576	259,783
福4-1 施設長 (51名以上)	333,547	324,955	319,293	316,442	313,591	310,740	307,890	305,039	302,188	299,337	293,635	285,083
行(-)2-9 事務員	249,424	243,029	238,765	236,633	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	223,842	219,578	213,183
福2-17 主任指導員	283,065	285,551	280,541	278,936	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	263,007	257,897	250,483
福2-13 指導員	285,577	278,255	273,373	270,932	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	256,287	251,405	244,083
医(三)2-29 看護師	286,513	279,167	274,269	271,820	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	257,127	252,229	244,883
医(二)2-9 栄養士	238,777	232,655	228,573	226,532	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	214,287	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	209,410	204,041	200,461	198,621	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	187,932	184,352	178,983
福2-5 心理療法担当職員	269,899	262,979	259,365	256,058	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	242,217	237,603	230,683

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
-------	-------	----	----

職種別	本俸 A	特種業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=A+B+C	地域手当 (合計×各%)												
					16/100 E	13/100 F	12/100 G	10/100 H	9/100 I	8/100 J	7/100 K	6/100 L	5/100 M	3/100 N			
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	41,565	33,772	31,174	25,978	23,380	20,783	18,185	15,587	12,989	7,793			
福4-1 施設長 (50名以上)	271,900		13,183	285,083	45,613	37,061	34,210	28,508	25,657	22,807	19,956	17,105	14,254	8,552			
行(-)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	34,109	27,714	25,582	23,450	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	10,658			
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	40,077	32,563	30,058	25,048	22,543	20,039	17,534	15,029	12,524	7,514			
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	39,053	31,731	29,290	24,408	21,967	19,527	17,086	14,645	12,204	7,322			
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	39,181	31,835	29,386	24,488	22,039	19,591	17,142	14,693	12,244	7,346			
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	32,653	26,531	24,490	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	10,204	6,122			
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	28,637	23,268	21,478	17,898	16,108	14,319	12,529	10,739	7,159	5,369			
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	36,909	29,982	27,682	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	9,222	6,920			

職種別	合計額 (合計+地域手当)											その他
	16/100 D+E	13/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	9/100 D+I	8/100 D+J	7/100 D+K	6/100 D+L	5/100 D+M	3/100 D+N		
福2-29 施設長 (50名以下)	301,348	293,555	290,957	285,761	283,163	280,566	277,968	275,370	272,772	267,576	259,783	
福4-1 施設長 (50名以上)	330,696	322,144	319,293	313,591	310,740	307,890	305,039	302,188	299,337	293,635	285,083	
行(-)2-9 事務員	247,282	240,897	238,765	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	223,842	219,578	213,183	
福2-17 主任指導員	289,560	283,046	280,541	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	263,007	257,897	250,483	
福2-13 指導員	283,116	275,814	273,373	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	256,287	251,405	244,083	
医(三)2-29 看護師	284,084	276,718	274,269	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	257,127	252,229	244,883	
医(二)2-9 栄養士	236,736	230,514	228,573	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	214,287	210,205	204,083	
行(二)1-37 調理員等	207,620	202,251	200,461	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	187,932	184,352	178,983	
福2-5 心理療法担当職員	267,592	260,672	256,365	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	242,217	237,603	230,683	

新

旧

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 略				イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 略			(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。		4.5 (円未満切捨)
	(3) 略			(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12		0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 6,000円	勤務回数	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 4,000円		勤務回数
	(5) 略			(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12		0.0427
	(6) 略			(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額		12
	(7) 略			(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額		12

新

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 略		
	(9) 略		
	(10) 略		
	(11) 略		
	(12) 略		
	(13) 社会保険事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.18172を乗じて得た額	12
	(14) 略		
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,460,500円	1
管理費	(16) 略		
	(17) 略		

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 調理員等年休代替要員費	年額 106,400円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.17958を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,457,840円	1
管理費	(16) 旅 費	5,580円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 庁 費	57,120円	同 上

新

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略			
(19)略			
(20)略			
(21)職員健康管理費		5,690円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)略			
(23)略			
(24)略			
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,690円	1
(26)苦情解決対策 経費	年額	25,326円	

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
	51人以上の施設 年額	785,400円	1
(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(21)職員健康管理費		5,600円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)各所修繕費	1㎡当たり	379円	当該施設の表延数 (1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
(23)入所者保健 衛生費		3,150円	取扱定員
(24)業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	調 理 員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,600円	1
(26)苦情解決対策 経費	年額	27,216円	1

新

旧

略

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	1 2